

小山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)24年度 の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
165,285	58,407,809	2,036,610	9,564,697	16.4	17.3

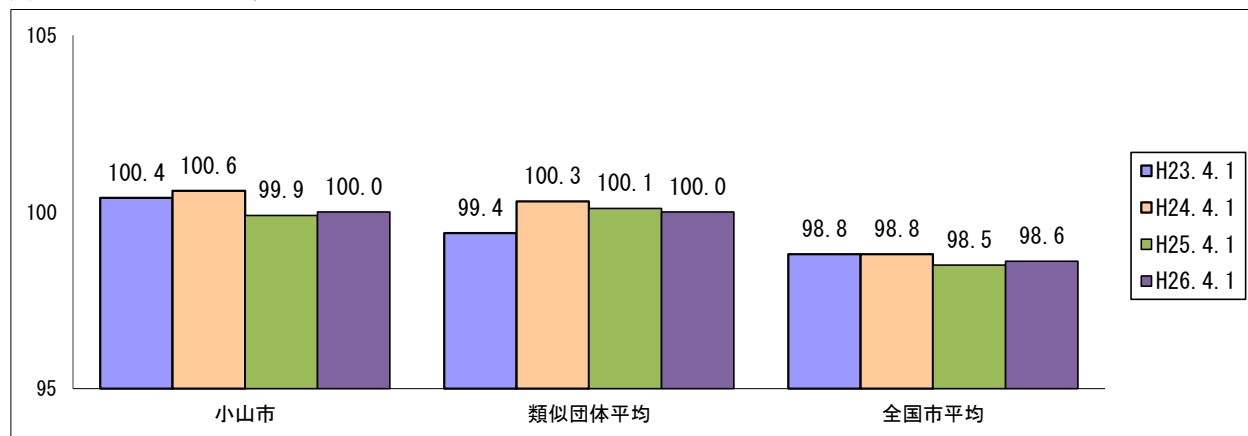
(注) 人件費には、市長等三役、市議会議員、各種行政委員会委員等の特別職に支給される給料・報酬、事業費支弁職員の人件費を含む。

(2) 職員給与費の状況(平成25年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B		
人 1,060 (28)	千円 4,054,155	千円 934,469	千円 1,573,470	千円 6,562,094	千円 6,191	千円 6,365

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない（()内に外書き）。
 4 給与費には、事業費支弁職員の給与費を含む。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ給料表水準を平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、小山市においても3%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より級地区分を6級地から7級地に引き下げ、支給割合は据え置く。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

給与減額の状況

(一般職)
○給料の減額
主査級以上の職員の給料 1~2%減額(平成19年4月~実施)
○管理職手当の減額
10%~15%減額(平成8年7月~実施)

(特別職)
○給料の減額
市長 10%減額(平成12年10月~実施)
副市長および教育長 5%減額(平成14年1月~実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
			現 行	国ベース
小 山 市	42.7歳	327,900 円	405,583 円	363,102 円
栃 木 県	44.5歳	346,559 円	424,472 円	376,851 円
国	43.5歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.2歳	327,201 円	420,484 円	377,340 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
小 山 市	52.4歳	100人	330,900 円	366,137 円	350,718 円	—	—	—	—
うち 用務員	53.2歳	51人	329,900 円	354,209 円	342,939 円	用 務 員	54.3歳	199,300 円	1.78
うち 自動車運転手	49.8歳	8人	331,700 円	382,583 円	354,000 円	自家用乗用 自動車運転者	50.3歳	231,600 円	1.65
栃 木 県	51.3歳	309人	347,200 円	395,136 円	373,628 円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.2歳	134人	328,555 円	386,197 円	364,924 円	—	—	—	—

区 分	参 考【年収ベース(試算値)の比較】		
	公務員C	民間D	C/D
小 山 市	—	—	—
うち 用務員	5,396,900 円	2,747,000 円	1.96
うち 自動車運転手	5,458,200 円	2,863,500 円	1.91

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～平成25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
			現 行	国ベース
小 山 市	39.7歳	315,700 円	399,011 円	347,065 円
国	—	—	—	—
類似団体	39.2歳	309,279 円	402,956 円	357,278 円

④医師・歯科医師職

平成25年4月1日から小山市民病院が地方独立行政法人に移行したため該当なし。

⑤薬剤師・医療技術職

平成25年4月1日から小山市民病院が地方独立行政法人に移行したため該当なし。

⑥看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
			現 行	国ベース
小 山 市	38.3歳	296,600 円	352,754 円	310,540 円
国	46.3歳	315,397 円	—	345,048 円
類似団体	37.7歳	290,214 円	366,623 円	317,801 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		小山市	栃木県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	短 大 卒	155,700 円	—	—
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	126,200 円	141,900 円	—

(3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

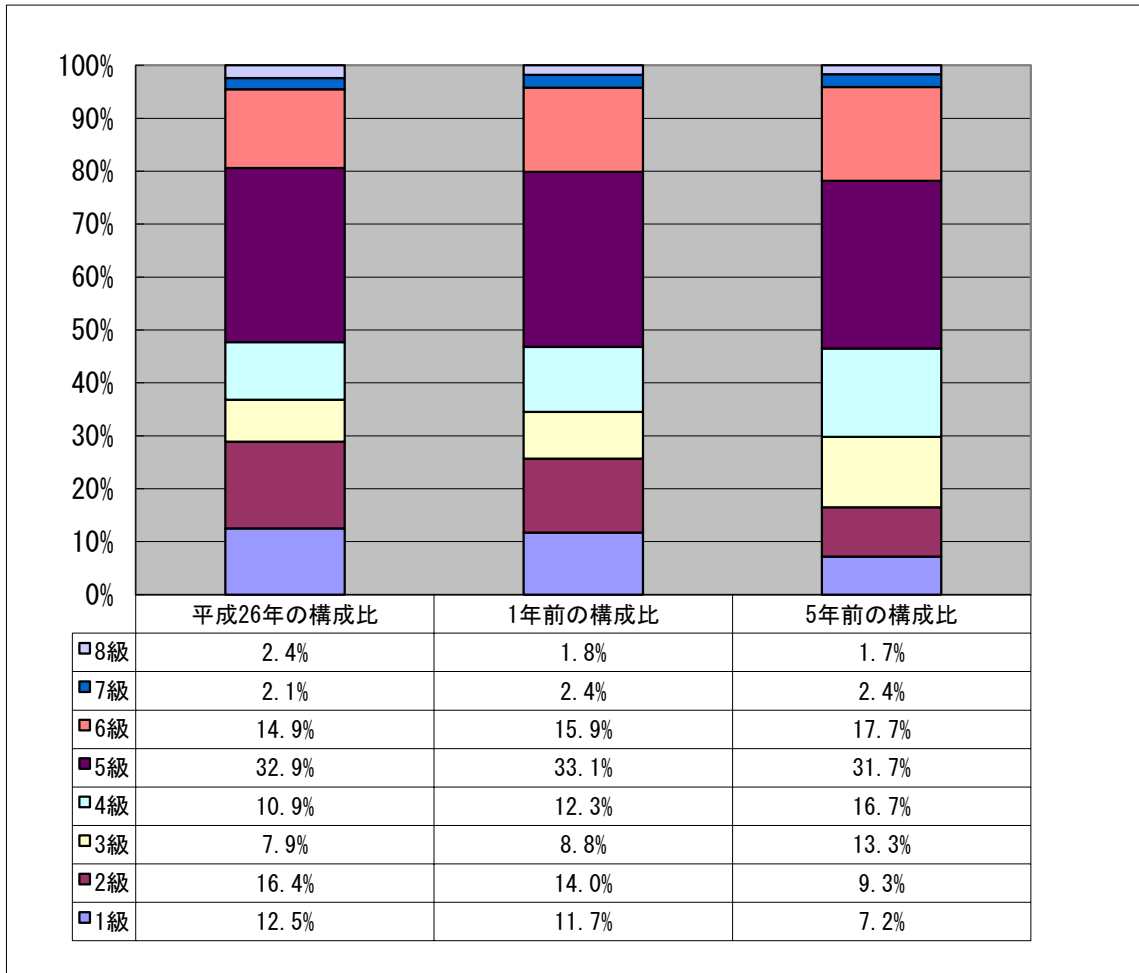
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経歴年数25年	経歴年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	253,125 円	374,364 円	386,611 円	407,543 円
	高 校 卒	—	339,500 円	373,617 円	391,200 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	321,233 円	328,425 円

3 一般行政職の級別職員数および給料表の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職務内容	部長等	課長・所長		係長主任	主査		主事・技師等	
職員数	16人	14人	100人	221人	73人	53人	110人	84人
構成比	2.4%	2.1%	14.9%	32.9%	10.9%	7.9%	16.4%	12.5%

- (注) 1 小山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に10級制から8級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評価基準日として、全職員を対象に「小山市人事評価制度」により勤務評価を実施している。
 評価制度により、職位・職種ごとに定める評価要素による5段階(S・A・B・C・D)の絶対評価を行い、当該評価結果を昇任・昇格及び定期昇給の判断の基礎資料として活用している。

4 職員手当の状況

(1) 期末勤勉手当

小山市(全事業)	栃木県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,514千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,595千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評価基準日として、全職員を対象に「小山市人事評価制度」により勤務評定を実施している。 評価は、「業績・態度・能力」の3つの評価項目で構成され、職位・職種ごとに定める評価要素により、5段階(S・A・B・C・D)の絶対評価を行っている。
2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 「小山市人事評価制度」による平成25年度の評価結果を平成26年度12月期の勤勉手当の「成績率」に反映させた。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

小山市(全事業)	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 勤続25年 国と同じ 国と同じ 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置 定年前早期特例措置 (国と同じ)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期特例措置 (2~45%加算)
1人当たり平均支給額 23,948千円 14,617千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

区分(全事業)	全職種		
支給実績(25年度決算)	145,273千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	124千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
小山市	3%	1,142人	3%
野木町	3%	21人	3%
宇都宮市	6%	3人	6%
東京都特別区	18%	3人	18%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)	100.0 (100.0)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

《病院事業・水道事業除く》

区 分		全職種		
支給実績 (25年度決算)		5,635千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		17千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		29.8%		
手当の種類 (手当数)		13種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	支給単価
市税等賦課 及び徴収事務	右の業務に従事した職員	市税賦課に関する調査のため に出張し1日5時間を超えて 従事したとき	110,150円	日 300円
		市税徴収、滞納処分等のため に出張し従事したとき	226,400円	日 400円
		市税外収入金の滞納金及び未 納金の徴収のために出張し従 事したとき	5,700円	日 300円
行旅死病人及び変死 人収容等	右の業務に従事した職員	行旅死人又は変死人の収容等	40,000円	1体 10,000円
		行旅病人の救治、収容等	24,000円	日 2,000円
社会福祉業務	右の業務に従事した職員	生活保護法に関する業務	1,008,000円	月 6,000円
危険な作業	右の業務に従事した職員	感染症の患者若しくはその疑 いのある患者の収容その他必 要な措置または病原体の付着 若しくは付着のおそれのある 物件の処理作業	143,000円	日 500円
		病害虫駆除のため医薬用劇物 の散布作業または実地指導	0円	日 350円
		地上7メートル以上の高所ま たは地下5メートル以上の深 所においての土木・建築・消防 作業または作業の監督	588,000円	日 350円
		市道舗装の新設、補修作業	360,000円	月 5,000円
		潜水作業 (訓練を含む)	154,000円	1回 1,000円
電気主任技術者	電気事業法第72条の規定によ る電気主任技術者に指定され た職員	電気主任技術者の業務	96,000円	月 4,000円
特定高圧ガス・ボイ ラー又は危険物取り 扱い及び保安管理責 任者	特定高圧ガス・ボイラー又は 危険物取り扱い及び保安管理 を行う法令に基づく責任者と して市長に選任された職員	特定高圧ガス・ボイラー又は 危険物取り扱い及び保安管理 責任者	84,000円	月 3,500円
清掃作業	右の業務に従事した職員	ごみ収集・運搬 その他の清掃作業	120,000円	月 5,000円
		犬猫死体処理作業	44,700円	1件 300円
用地取得交渉	右の業務に従事した職員	現地において行う公共用地の 取得又は、これに伴う補償に 係る交渉の業務	57,050円	日 350円
変則勤務箇所	文化センター、中央公民館、 図書館、博物館、生涯スポー ツ課、城南出張所、文書館に 勤務する職員	変則勤務箇所に勤務	1,555,200円	月 3,000円 (再任用) 月 2,400円
		変則勤務箇所に勤務	0円	月 3,500円
	水処理センターに勤務する職 員	年末年始における勤務	0円	1回 9,000円
特定の勤務箇所	水処理センターに勤務する職 員 (変則勤務者を除く)	特定の勤務箇所に勤務	327,500円	月 2,500円
建築主事	建築主事の資格を有する職員 のうち、市長が指定する職員	建築主事の業務	192,000円	月 4,000円
特定建築物の環境衛 生維持管理業務	建築物環境衛生管理技術者の 資格を有する職員のうち、市 長が指定する職員	特定建築物の環境衛生維持 管理業務	0円	月 3,500円 (再任用) 月 2,800円
給食調理業務	右の業務に従事した職員	給食調理業務	456,000円	月 2,000円
市場勤務手当	栃木県南公設地方卸売市場事 務組合に勤務する職員	市場業務 及びこれと同等の業務	36,000円	月 1,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	支給単価
教員特殊業務手当	右の業務に従事した任期付教職員	非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災、復旧の業務	0円	日 6,400円
		児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	0円	日 6,000円
		児童・生徒に対する緊急の補導業務	0円	日 6,000円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童・生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	6,800円	日 3,400円
		対外運動競技への引率指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	0円	日 3,400円
		週休日等の部活動指導業務	0円	2～3時間 1,000円 4～5時間 2,000円 6時間以上 3,000円

《病院事業》

平成25年4月1日から小山市民病院が地方独立行政法人に移行したため該当なし。

《水道事業》

区分		全職種		
支給実績（25年度決算）		222千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		61千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		15.0%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	支給単価
電気主任技術者	電気主任技術者に選任された職員	電気主任技術者に選任され高圧電気装置の点検及び修理に従事	96,000円	月 4,000円
危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者で、危険物の取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500円
ボイラー取扱作業主任者	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された職員	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された作業主任者で、ボイラーの取扱い及び保安管理業務	42,000円	月 3,500円
緊急水道工事待機	右の業務に従事した職員	緊急の水道工事に備え、所定勤務時間外に待機	0円	1回 500円
滞納整理	右の業務に従事した職員	滞納整理に従事	0円	日 300円
高所又は深所業務従事	右の業務に従事した職員	地上7メートル以上の高所又は地下5メートル以上の深所において作業又は作業の監督	0円	日 350円
水道技術管理者	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づき水道技術管理者に任命された職員	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づく水道技術管理者	42,000円	月 3,500円
特定建築物の環境衛生維持管理業務	建築物環境衛生管理技術者の資格を有する職員のうち、市長が指定する職員	特定建築物の環境衛生維持管理業務	42,000円	月 3,500円

(5) 時間外勤務手当

《病院事業・水道事業除く》

支給実績（24年度決算）	440,700 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	383 千円
支給実績（25年度決算）	422,589 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	367 千円

《病院事業》平成25年4月1日から小山市民病院が地方独立行政法人に移行したため該当なし。

《水道事業》

支給実績（24年度決算）	10,380 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	494 千円
支給実績（25年度決算）	8,158 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	388 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

《病院事業・水道事業除く》

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同・異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000 円	同じ	117,858 千円	221 千円
	2 配偶者以外の扶養親族 6,500 円			
	職員に配偶者がいない場合の1人目の子等 11,000 円			
	3 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算			
住居手当	1 借家・借間 支給限度額 27,000 円	同じ	69,629 千円	103 千円
	2 持家 2,000 円 ※平成26年度より持家廃止			
通勤手当	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000 円	異なる (交通用具使用者は2,000円～24,500円)	75,718 千円	76 千円
	2 四輪自動車使用者(片道2km以上) 3,500 円 ~ 44,200 円			
	3 自転車・バイク使用者(片道2km以上) 2,600 円 ~ 31,600 円			
管理職手当	1 管理職員 職に応じて48,000円～85,000円 ※支給額は特例措置により10%～15%削減した	同じ	92,249 千円	637 千円
単身赴任手当	1 単身(異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居) 23,000 円	同じ	-	-
	2 別居の距離が100km以上は加算 6,000 円 ~ 45,000 円			
夜間勤務手当	1 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	29,848 千円	187 千円
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	66,617 千円	204 千円
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 4,000 円 ~ 10,000 円 6時間を越える勤務 6,000 円 ~ 15,000 円	同じ	-	-
義務教育等教員特別手当	1 任期付教職員 教員経験年数及び学歴の区分に応じて 2,200円 ~ 4,000 円		113 千円	38 千円

《病院事業》平成25年4月1日から小山市民病院が地方独立行政法人に移行したため該当なし。

《水道事業》

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同・異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000 円	同じ	2,961 千円	228 千円
	2 配偶者以外の扶養親族 職員に配偶者がいない場合の1人目の子等 6,500 円 11,000 円			
	3 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算			
住居手当	1 借家・借間 支給限度額 27,000 円	同じ	852 千円	78 千円
	2 持家 2,000 円 ※平成26年度より持家廃止			
通勤手当	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000 円	異なる (交通用具使用者は2,000円～24,500円)	1,405 千円	74 千円
	2 四輪自動車使用者(片道2km以上) 3,500 円 ~ 44,200 円			
	3 自転車・バイク使用者(片道2km以上) 2,600 円 ~ 24,500 円			
管理職手当	1 管理職員 職に応じて48,000円～85,000円 ※文給額は特例措置により10%～15%削減した額	同じ	670 千円	670 千円
単身赴任手当	1 単身(異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居) 23,000 円	同じ	-	-
	2 別居の距離が100km以上は加算 6,000 円 ~ 45,000 円			
夜間勤務手当	1 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	-	-
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	-	-
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 4,000 円 ~ 10,000 円 6時間を越える勤務 6,000 円 ~ 15,000 円	同じ	-	-

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	970,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,075,000 円 / 275,400 円
	副市長	826,000 円	910,000 円 / 548,100 円
	教育長	693,000 円	— 円 / — 円
報 酬	議 長	570,000 円	739,000 円 / 445,000 円
	副議長	513,000 円	663,000 円 / 385,000 円
	議 員	484,500 円	606,000 円 / 360,000 円
期末手当	市 長 副市長 教育長	(25年度支給割合) (加算措置の状況)	2.95 月分 45%加算
	議 長 副議長 議 員	(25年度支給割合) (加算措置の状況)	2.95 月分 45%加算
退職手当	市 長 副市長 教育長	(算定方式) 970,000 円 × 在職月数 × 42/100 826,000 円 × 在職月数 × 25/100 693,000 円 × 在職月数 × 21/100	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

(注) 1 給料は、市長10%、副市長及び教育長5%の減額措置を行った金額である。

2 報酬は、議長、副議長、議員5%の削減措置を行った金額である。

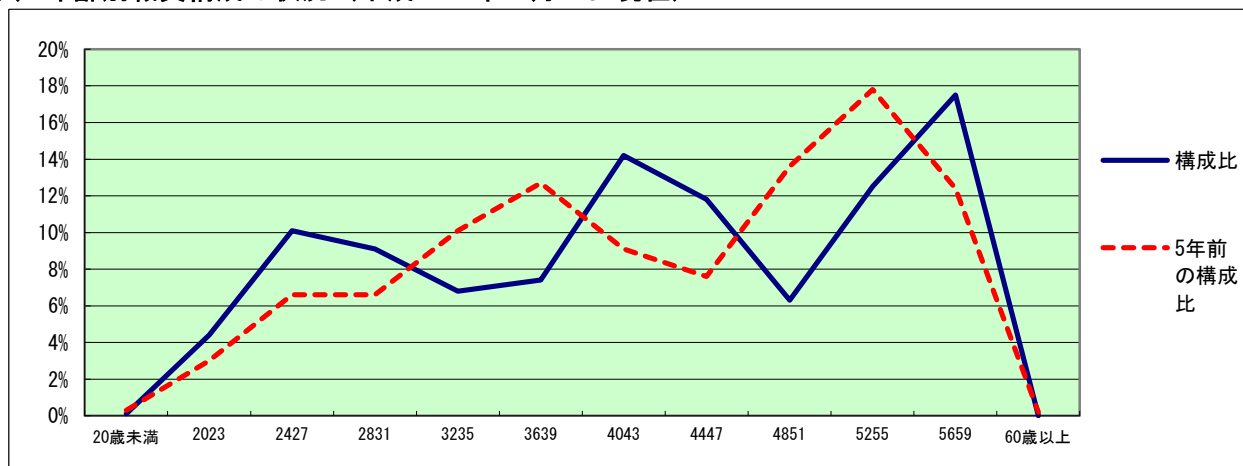
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門		区分	平成25年	平成26年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門		議会	10	10	0	
		総務企画	179	185	6	業務強化
		税務	61	60	△ 1	業務見直し
		民生	178	172	△ 6	業務見直し
		衛生	53	55	2	業務強化
		労働	0	0	0	
		農林水産	43	44	1	業務強化
		商工	22	23	1	業務強化
		土木	133	132	△ 1	業務見直し
		小計	679	681	2	* 人口1万人当たり職員数 41.20人
特別部門		教育	184	169	△ 15	業務見直し
		消防	197	191	△ 6	業務見直し
		小計	381	360	△ 21	
普通会計			1,060	1,041	△ 19	* 人口1万人当たり職員数 62.98人
公営企業等 会計部門		病院	10	3	△ 7	業務見直し
		水道	20	20	0	
		下水道	26	26	0	
		その他	50	50	0	
		小計	106	99	△ 7	
合計			1,166 〔 1,538 〕	1,140 〔 1,538 〕	△ 26 〔 0 〕	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員、教育長を除く。
2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	21歳未満	21歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 50	人 115	人 104	人 77	人 84	人 162	人 134	人 72	人 142	人 199	人 0	人 1140

(3) 職員数の推移

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（単位：人・％）

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数
一般行政	696	686	682	671	679	681	-15 （-2.16%）
教育	236	218	199	191	184	169	-67 （-28.39%）
消防	188	188	190	193	197	191	3 1.60%
普通会計	1120	1092	1071	1055	1060	1041	-79 （-7.05%）
公営企業等会計	429	426	421	417	106	99	-330 （-76.92%）
総合計	1549	1518	1492	1472	1166	1140	-409 （-26.40%）

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

3 公営企業等会計が25年に急減するのは、小山市民病院が独立行政法人に移行したためである。

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

(1) 現状

① 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	小山市				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
合計	52.4歳	100人	330,900円	366,137円	—	—	—	—
清掃職員	48.5歳	2人	*円	*円	廃棄物処理業 従業員	44.7歳	288,100円	*
用務員	53.2歳	51人	329,900円	354,209円	用務員	54.3歳	199,300円	1.78
自動車運転手	49.8歳	8人	331,700円	382,583円	自家用乗用 自動車運転者	50.3歳	231,600円	1.65
守衛	52.1歳	3人	*円	*円	守衛	54.9歳	258,200円	*
その他	52.1歳	36人	332,900円	369,958円	—	—	—	—

※1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均である。

※3 「民間」のデータは、賃金構造基本統計調査（厚生労働省）において公表されているデータを使用している。
（平成23年～平成25年の3ヶ年平均）

※4 「その他」には、保育所調理員、機械操作員、営繕及び事務補助員を含む。

※5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※6 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、平均給与額を*で表示してある。

② 職種ごとの年齢別の職員数及び平均給与月額

区分	34歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
合計	—	—	—	11人	7人	19人	36人	27人	—
	—	—	—	330,346円	376,803円	359,741円	370,525円	376,225円	—
清掃職員	—	—	—	1人	—	—	1人	—	—
	—	—	—	*円	—	—	*円	—	—
用務員	—	—	—	4人	2人	10人	19人	16人	—
	—	—	—	315,913円	*円	353,631円	362,556円	369,259円	—
自動車運転手	—	—	—	2人	1人	1人	3人	1人	—
	—	—	—	*円	*円	*円	380,989円	*円	—
守衛	—	—	—	1人	—	—	—	1人	—
	—	—	—	*円	—	—	—	*円	—
その他	—	—	—	3人	4人	8人	12人	9人	—
	—	—	—	328,203円	371,291円	358,770円	379,342円	380,599円	—

※ 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、平均給与額を*で表示してある。

③その他給与に関する事項

ア 給料表

「小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」及び「小山市技能労務職員の給与に関する規則」を制定し、国の行政職給料表（一）と行政職給料表（二）の合成表（４級制）を適用

イ 手当

平成24年4月1日から「小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」に規定された手当を支給

- | | | | |
|----------|----------|--------------|----------|
| a 扶養手当 | b 地域手当 | c 住居手当 | d 通勤手当 |
| e 単身赴任手当 | f 特殊勤務手当 | g 時間外勤務手当 | h 休日勤務手当 |
| i 夜間勤務手当 | j 宿日直手当 | k 期末手当及び勤勉手当 | |

ウ 昇給基準

勤務成績に応じて5段階の昇給区分（８号給、６号給、４号給、２号給、昇給なし）で昇給する定めとなっており、通常は1年で４号給昇給する。

ただし、55歳を超える職員は、通常の半分の昇給幅（４号給、３号給、２号給、１号給、昇給なし）で昇給することとなっている。

(2) 基本的な考え方

本市では、地方公務員法及び地方公営企業法等の規定に基づき、給与や勤務時間・休暇等の職員に係る勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう、国及び他の地方公共団体、民間事業者の給与等との均衡を図ることを基本に、社会経済の状況を踏まえながら、給与制度等の勤務条件の適正化に努めている。

具体的には、昇格・昇給制度の見直しや給料・手当の減額支給措置等により、ラスパイレス指数の抑制や職員給与費の削減に取り組み、一定の効果を上げてきている。

特に技能労務職員については、次の(3)具体的な取組内容及び(4)その他（給与見直し以外の取組方針）に挙げた取り組みにより、国や民間事業者の給与等との均衡を図るとともに、市が実施すべき業務の精査を進めてきたところである。

今後は、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主性や自立性がより一層求められている状況にあつて、より健全で安定した行財政基盤を確立するため、業務効率の向上に努めながら、より適正な給与水準の確保に努めていくこととする。

(3) 具体的な取組内容

① 給料表の分離・切替え

平成24年2月議会において「小山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」を制定し、平成24年4月1日から、一般給料表より7%削減した技能労務職員給料表を新たに適用した。

② 昇任昇格基準の見直し

昇任昇格の基準については在職年数等を基準としたものに改め、昇任昇格の時期は在級10年とし、従来より遅くなるようにする。

③ 初任給の引き下げ

平成24年4月1日から、初任給を従来より4号給引き下げることにした。

(4) その他（給与見直し以外の取組方針）

① 民間委託等の推進

技能労務職員の職場や業務については、これまでも学校給食調理場や養護老人ホーム、道路補修業務などの民間委託・民営化等を進めてきたところであるが、今後も指定管理者制度の導入と併せて、積極的に民間活力の導入を推進することとする。

② 業務の見直し

技能労務職員が行っている現行の業務について、公務員である技能労務職員でなければならない事業か否かという視点で見直すことにより、市が直接実施することの必要性や妥当性、効率性を検証し、業務の民間委託又は廃止等を推進することとする。

③ 職員数の削減

これまでに定員適正化計画を上回るペースで職員数の削減が図られているが、上記②の業務の見直しにより、必要最小限の技能労務職員数を見極めたうえで、計画的な定員管理を行うこととする。